

入札説明書

令和3年札幌市告示第4334号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和3年7月5日

2 契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目1-10 札幌市手稲区役所3階
札幌市手稲区市民部地域振興課地域活動担当係 電話：011-681-2445 FAX：011-681-2523

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 新発寒地区センター等の一時移転に伴う仮事務所改裝及びOA機器等移設設定業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年11月30日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札書の記載事項

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業・市有施設等小規模修繕業」、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 入札書の提出方法等

(1) 契約事項に示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。なお、入札書等は下記URLのホームページよりダウンロードも可能。

<https://www.city.sapporo.jp/teine/shimin/keiyaku/ippannkyousou/20210705.html>

(2) 入札書の受領期限

令和3年7月12日（月）17時00分（送付の場合は必着）

(3) 開札の日時及び場所

令和3年7月13日（火）10時00分 札幌市手稲区役所3階 D会議室

(4) 入札書の提出方法

入札書は、入札書（別紙1）の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出に当たっては以下に留意すること。

ア 持参による提出

封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び開札日時、調達件名の入札書在中」を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出すること。

なお、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

イ 郵送による提出

二重封筒とし、入札書を入れる封筒には上記アのとおり記載するほか、外封に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封に入れて送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話、その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問票（別紙2）の様式にて作成し、持参又は送付、ファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

提出先 上記2に同じ。

提出期限 告示の日から令和3年7月7日（水）17時15分まで

ウ 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に質問及び回答の内容を手稲区ホームページ（上記5（1）に掲げるURL）において、掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問の回答するとは限らない。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙3）を提出しなければならない。

イ 入札書又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙3）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日も翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、入札を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金は免除することがある。

(3) 最低価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該落札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に係る職員がくじを引くものにする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

【入札参加資格を有することを証する書類】

- ・一般競争入札参加資格確認申請書（別紙4）
- ・事業協同組合等にあっては、組合員名簿
- ・同種の業務への履行実績を示す契約書の写し
- ・その他資料

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5（9）オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

（5）落札の取り消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき
- イ 契約保証金の納税義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき

（6）契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅延なく契約書を取り交わすものとする。
ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イにおいて市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（7）契約条項

別紙5のとおり

（8）入札参加資格が認められなかつた者に対する説明

入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因になった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市が休日を定める条理に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。